

# 香川県留学生住宅確保支援制度実施要綱

制定 平成 12 年 9 月

改正 平成 15 年 3 月

改正 平成 23 年 6 月

改正 平成 24 年 4 月

## 第 1 趣旨

「香川県留学生住宅確保支援制度」は、公益財団法人香川県国際交流協会（以下「県国際交流協会」という。）が、香川県（以下「県」という。）、留学生を受け入れる大学・短大等、公益社団法人香川県宅地建物取引業協会（以下「県宅建業協会」という。）等の連携協力のもとに、留学生がより安定した居住環境の中で安心して学究生活を営めるよう支援するとともに、あわせて地域の国際化の推進に資することを目的とする。

## 第 2 連帯保証引受け事業

### 1. 事業の概要

留学生が、民間アパート、下宿等（以下「住宅」という。）を賃借する場合、県国際交流協会が連帯保証を行うもの。

### 2. 対象者

本事業の対象者は、香川県内の大学、短期大学、香川高等専門学校のうち本制度の趣旨に賛同する別表に掲げる学校（以下「受入大学等」という。）に在学又は入学を許可された者で「留学」の在留資格を有する者（以下「留学生」という。）とする。

### 3. 対象住宅

対象となる住宅は、原則として、県宅建業協会に加入し本制度の趣旨に賛同する宅地建物取引業者（以下「協力業者」という。）からの斡旋・紹介によるものとする。

### 4. 連帯保証

県国際交流協会は、留学生が賃借人として住宅の所有者（以下「貸主」という。）と締結する建物賃貸借契約を連帯保証する。

連帯保証契約は、原則として 1 年契約とし、留学生は、契約締結に先立ち、公益財団法人日本国際教育支援協会による留学生住宅総合補償（以下「留学生住宅総合補償」という。）に加入しなければならない。

ただし、貸主における事情等でやむなく 2 年契約を締結する場合は、2 年間の留学生住宅総合補償に加入しなければならない。

連帯保証の範囲は次に掲げる項目に限る。

ア 滞納家賃とその延滞損害金

イ 退去に伴う原状回復に要する経費

ウ 行方不明時及び帰国時の家財等の処分に要する経費

### 5. 契約書

留学生が本事業を利用して住宅を賃借するときは、県国際交流協会が別に定める「香川県留学生住宅確保支援制度標準契約書」を使用しなければならない。

### 6. 申請手続き

申請手続きは、県国際交流協会が別に定めるところによる。ただし、次に掲げる要件を満たさなければならない。

ア 申請にあたっては、予め、所属する受入大学等の推薦を受けること。

イ 留学生住宅総合補償に加入すること。

#### 7. 求償

県国際交流協会が、貸家主に対して連帯保証に基づく債務を弁済したときは、主たる債務者である留学生に求償することができる。この場合において、当該留学生が所属する受入大学等は、この求償権の行使に協力するものとする。

### 第3 各関係機関の役割

#### < 県国際交流協会 >

① 本事業の実施主体としての責務を果たすとともに、本制度の事務を処理する。

#### < 受入大学等 >

① 本事業を留学生に対し周知する。

② 留学生が申請するに際し、県国際交流協会に対し推薦を行う。

③ 本事業を利用する留学生について、日常生活上の指導を行うとともに、事故が発生した場合は、事情を遅滞なく調査し、県国際交流協会へその顛末を報告する。

④ 本事業を利用する留学生について、退学、転学、転居、在留資格の喪失等、連帯保証契約に影響を及ぼすおそれのある事由が発生した場合は、直ちに県国際交流協会へ報告する。

#### < 県宅建業協会 >

① 傘下の宅地建物取引業者への本事業の周知広報に努める。

② 各関係団体に対し、宅地建物取引の専門家の見地から必要な助言等を行う。

#### < 協力業者 >

① 本事業の趣旨を、貸家主等に周知し、できるだけ本事業の円滑な利用が図られるよう努める。

② 本事業の趣旨に合致する住宅の確保に努める。

#### < 県 >

① 本事業が円滑に実施されるよう各関係機関の連絡調整を行う。